



2024年6月27日

各 位

会 社 名 アルメタックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 村治 俊哉  
(コード番号：5928 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 経営管理部長 松永 則子  
(TEL. 06-6440-3838)

監査等委員会設置会社への移行に伴う  
「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2024年6月27日開催予定の第60期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、改定後の内容を下記のとおりお知らせいたします。

記

＜内部統制システムの基本方針＞

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について下記のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図るものとする。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人が法令・定款を遵守するための倫理行動基準を制定し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署において、規則、ガイドラインの策定と研修を行う。
  - (2) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。
  - (3) 内部監査部門として社長の直轄組織の監査室を置き、単独あるいは監査等委員会・会計監査人と連携して、内部監査を実施する。
  - (4) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
  - (5) 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する情報についての社内報告体制を整備し運用する。内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性・公正性を維持した的確な対処の体制を整備することとする。
  - (6) 監査等委員会は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

## 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書等に記録し、適切に保存、管理する。

また、情報管理については、情報セキュリティや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

## 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下①から③のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

① 製造・物流及び製品

② 販売・仕入

③ 財務・経理

(2) リスクを管理することを目的として、「リスクマネジメント委員会」を設置し、原則として少なくとも6ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、リスクに関する評価および分析、予防策ならびに対応策の検討や立案などを行うほか、必要に応じて全社への情報伝達などを行う。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

## 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(2) 取締役の決定に基づく業務執行については、組織分掌権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

## 5 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を要請した場合、監査等委員会と協議の上、使用人を置く等しかるべき対応をとることとする。

## 6 上記5の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の人事については、事前に監査等委員会の意見を聞くこととすると共に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保することとする。

## 7 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に著しい影響を与える事項について監査等委員会にその都度報告するものとする。

監査室は、内部監査の結果等を定期的に監査等委員会に報告する等、監査等委員会との連携を図るものとする。

前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査等委員は必要に応じて代表取締役と経営方針、対処すべき課題、監査上の課題等について意見交換を行うほか、会計監査人から財務に関する報告を求める。

なお、監査等委員会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するものとする。

監査等委員会からの指示が社長からの指示に相反する場合は、監査等委員会の指示を優先するものとする。

#### 8 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除いて速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

以 上